



むなかた歴史クラブ 中高生参加者募集!

海の道むなかた館では、若い世代に宗像の歴史を伝えていくため「むなかた歴史クラブ」を立ち上げます。宗像大社の神職・巫女、大島の島民のみなさんや学芸員らから、直接話を聞いて・見て・体験しながら楽しく学びませんか。

☎海の道むなかた館 ☎(62)2600

所市内各所 **対**▶市内に在住か通学している中高生▶原則全てに参加できる人 **定**先着 20 人程度 **料**無料(渡船など交通費は各自負担) **日**7月2日(火) **用**ハガキに①郵便番号・住所②氏名(ふりがな)③学校名④学年⑤電話番号を明記して(〒811-3504 / 宗像市深田 588 / 海の道むなかた館)あて

【日程・内容】 *いずれも午前中開催の予定(②を除く) *変更になる場合あり

回	日程	内容
①	7月14日(日)	「宗像大社を知ろう!」 世界遺産の宗像大社について、神職・巫女さんから話を聞きながら見て回ります
②	9月15日(日)	「大島の歴史を学ぼう!」 渡船で大島に行き、地元の人のお話を聞きながら、世界遺産の遺跡などを見て回ります
③	10月6日(日)	「遺跡発掘を体験しよう!」 遺跡の発掘について学び、実際に発掘を体験します
④	11月4日(月・振休)	「古代食を作ってみよう!」 古代人の食生活を学び、実際に古代食を作って食べます
⑤	令和2年 ▶1月26日(日) ▶2月2日(日)	「博物館の展示を学ぼう!」 博物館の展示方法について学び、実際に展示してみます

海の道むなかた館 体験学習の時間変更

7月から、土・日曜日、祝日を中心に開催する体験学習の開始時間を次のとおり変更します。

【変更前】 11:00 ~、14:00 ~ **【変更後】** 10:00 ~、14:00 ~



市はキャッシュレス決済 先進地域を目指します

10月の消費税増税に合わせ、国はポイント還元などの支援を実施予定です。それを追い風の一つとして市では、市内事業者や消費者向けにキャッシュレス決済導入促進を図ります。また、市内独自のサービスやプランを提示できるキャッシュレス決済サービス会社(「〇〇 Pay」「〇〇カード」など)を複数社公募します。

☎商工観光課 ☎(36)0037

【キャッシュレス決済導入支援の主な内容】

●事業者のみなさんへ

▶市内事業者向けキャッシュレス決済導入促進(7月開始予定)▶セミナーなどを通じて、導入事業者(市内事業者や店舗)へ選定したキャッシュレス決済サービス会社を紹介▶宗像市商工会、(一社)宗像観光協会が導入事業者をサポート(導入後の経営指導など)、他

事業者向け「宗像キャッシュレス実感2 days」開催

市内事業者のみなさんがキャッシュレスについて、知って、見て、体験できるイベントです。市が選定した決済事業者のサービス内容の紹介や、実際に端末の操作も体験できます。

期▶7月9日(火)13:00~▶同10日(水)①10:00~②14:30~

所市役所本館3階・304 会議室 **対**市内の中小・小規模事業者

料無料 **日**7月8日(月) **用**(株)アド通信社西部本社 **用**で確認を

☎商工観光課 ☎(36)0037

●消費者のみなさんへ

消費者向けキャッシュレス利用促進を実施します(10月開始予定)。対象店舗で一定額以上のキャッシュレス決済をした人へプレゼントキャンペーン(地元特産品の抽選やスタンプラリーなど)を実施予定。詳細は、8月頃にお知らせします。

情報ステーション

詳細は各問い合わせ先へ



申込方法
応募事項

電話以外での申込は、次の①~④を明記してください。
①催し名・コースなど②〒番号・住所③氏名④電話番号

お知らせ

期間内に予防接種を受けましょう

【日本脳炎(特例措置)】

● **対**平成19年4月1日以前に生まれた人で、第1期(3回)と第2期(1回)の接種が終わっていない人 **期**20歳の誕生日前日まで

● **対**平成19年4月2日~同21年10月1日に生まれた人で、第1期(3回)の接種が終わっていない人 **期**13歳未満まで

【MR(麻しん・風しん混合)第2期】

対令和2年度に小学校に入学する人

期令和2年3月31日(火)まで

*詳細は市 **用**→「むむハグ。」→「健康・医療」→「予防接種」で確認を

☎子ども家庭課子ども保健係 ☎(36)1365

6月上旬に発送する子宮・乳がん 無料クーポン券でがん検診の受診を

クーポン券	対象者
乳がん	昭和53年4月2日~ 昭和54年4月1日生まれの女性
子宮頸がん	平成10年4月2日~ 平成11年4月1日生まれの女性

期令和2年3月31日(火)まで

対いずれのクーポンも基準日(平成31年4月19日)に宗像市民の人

*転入してきた対象者は問い合わせを

☎健康課 ☎(36)1187

介護保険負担限度額認定の 更新申請は早めに

介護保険で施設サービスなどの利用時にかかる食費・居住費が軽減される制度。現在認定を受けている人で引き続き要件に該当する人は更新手続きを。

利用者負担段階	介護保険負担限度額認定の要件(対象者)
第1段階	▶世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、高齢福祉年金を受けている人 ▶生活保護を受けている人 ▶預貯金等 ▶単身=1,000万円以下
第2段階	本人と世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人 ▶夫婦=2,000万円以下
第3段階	本人と世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で上記第2段階以外の人

期7月31日(水)まで*詳細は問い合わせを

●申請に必要なもの=▶負担限度額認定申請書

▶預貯金などの照会に係る同意書▶本人と配偶者名義の全ての預貯金、有価証券にかかる通帳などの写し▶印鑑(本人・配偶者・申請者)

☎介護保険課 ☎(36)4877

小型タクシー基本料金を助成 「福祉タクシー利用券交付」

市が提携するタクシー会社の基本料金を助成。

対▶身体障害者手帳の交付を受けている(児童を含む)次の①~③いずれかに該当する人

①視覚障がいの1、2級②肢体不自由の1、2級

③内部障がいの1、2級

▶療育手帳の交付を受け、障がいの程度がAの人

▶精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、等級が1級の人*施設に入所中、病院に長期入院中の人は対象外

●申込期間=月~金曜日8:30~17:00(祝日を除く)

用▶身体障害者手帳▶療育手帳か精神障害者保健福祉手帳▶窓口に来る人の印鑑を持参し、福祉課(北館1階)か、大島行政センターで申し込む

☎福祉課障害者福祉係 ☎(36)3135 **用**(36)5856▶大島行政センター ☎(72)2211

用(72)2821

地球の未来のための「賢い選択」 COOL CHOICE

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するため、省エネ・低炭素型サービスなど賢い選択を促す国民運動です。

●省エネ・低炭素型の製品やサービスの利用例

*詳細は環境省 **用**(右記QRコード参照)

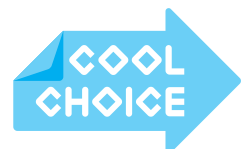
▶照明をLED照明に切り替える

▶公共交通機関を利用する

▶エコドライブを心がける

▶クールビズ、ウォームビズの参加など

☎環境課 ☎(36)1421



未来のために、いま選ぼう。

【豊かな人権感覚を培おう!】平成30年度 小・中学生作成の人権標語を毎号紹介します。人権は、「人が生存と自由を確保し、幸福を追求する権利」。みなさん、人権について考えてみませんか(5~7ページ)。☎人権対策課 ☎(36)1270